

日野町議会議員政治倫理条例

平成26年3月28日

条例第10号

改正 令和2年3月30日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、日野町議会議員（以下「議員」という。）の責務、政治倫理基準等を定めることにより、議員が町民の厳粛な信託を受けたことを認識し、町民全体の代表者として、その人格と倫理の向上に努め、清潔かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員および町民の責務)

第2条 議員は、町政に携わる責務を深く自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。

2 議員は、政治倫理に関し、政治的または道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にしなければならない。

3 町民は、公共の利益の重要性を深く認識し、議員の有する権限または地位による影響力を不正に行使させることのないよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の規定とともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

(1) 議員の品位と名誉を損なう行為により、町民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。

(2) その権限または地位を利用して、自己または特定の者の利益を図ってはならないこと。

(3) 公正を疑われるような金品の授受を行なってはならないこと。

(4) 政治的または道義的な批判を受けるおそれのある政治活動に関する寄附（議員の後援団体に対するものを含む。）を受けてはならないこと。

(5) 町もしくは関係団体（法第244条の2第3項に規定する町の指定管理者および町が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。次号において同じ。）が締結する売買、賃借、請負その他の契約また

は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になる働きかけをしてはならないこと。

(6) 前号に規定するもののほか、その権限または地位による影響力を及ぼすことにより、町の職員または関係団体の役員もしくは職員の公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

(7) 町の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。）の採用、昇任または人事異動に関与してはならないこと。

(8) 町から運営補助金等の交付を受けている受益団体の代表者等には就任しないこと。

(9) 町の審議会委員など附属機関の委員には、法令に基づくものを除き就任しないこと。

（一部改正〔令和2年条例14号〕）

（審査の請求）

第4条 法第18条に規定する選挙権を有する町民（公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日において、日野町選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）および議員は、議員が前条に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上の議員の紹介または連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、審査の請求は、これを証する資料を添えて、理由を明らかにした文書をもって行なうものとする。

2 前項の規定による審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日または終わった日から起算して、1年以内に行なわなければならない。ただし、議長が、正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（審査会の設置）

第5条 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、日野町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の設置および委員の選出に関し、議会運営委員会に付議するものとする。

2 議長は、前項の規定により付議された議会運営委員会が、審査会を設置する必要があると認めたときは、速やかに議会に審査会を設置し、当該請求に係る審査を付託しなければならない。

3 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに当該審査の請求を行なった者（以下「審査請求者」という。）および当該審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

4 議長は、第1項の規定により付議された議会運営委員会が、明らかに当該審査の請求を審査する理由がないと認めたときは、審査請求者に対し、審査の請求を却下する旨を通知するものとする。

（審査会の組織）

第6条 審査会は、委員8人以内で組織する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議員および学識経験を有する者のうちから議長が委嘱する。

（委員の任期および職務）

第7条 委員の任期は、当該審査が終了するまでの間とする。

2 委員は、公平かつ不偏の立場でその職務を遂行しなければならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の委員長および副委員長）

第8条 審査会に委員長および副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査会の会議）

第9条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の合意により非公開とすることができる。

（審査会の議事等）

第10条 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 審査会は、前項の規定にかかわらず、審査対象議員につき、第3条に反し、政治的または道義的に責任があると認めた場合で、議員の辞職、役職の辞任もしくは一定期間の議会への出席停止の勧告または文書による警告を審査の結果に明記しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数によりこれを決定しなければならない。

3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。

(審査会の審査および弁明の機会の付与等)

第11条 審査会は、審査のために必要があるときは、審査請求者または審査対象議員等に対し、会議への出席を求め、意見もしくは事情を聴取し、または報告を求めることができる。

2 審査請求者および審査対象議員は、審査会から出席の要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求められたときは、これに従い、かつ、誠実にこたえる義務を負う。

3 審査対象議員は、会議に出席し、口頭または書面により弁明することができる。

(審査結果の議長への報告)

第12条 審査会の委員長は、審査が終了したときは、速やかに審査の結果を議長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、審査会が付託を受けた日から60日以内に行なうように努めなければならない。

3 審査会の委員長は、審査の結果、審査対象議員が第3条に反する事実がなかったと認められる場合で、当該審査対象議員の名誉を回復する必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるように議長に報告するものとする。

(審査結果の報告および通知)

第13条 議長は、前条第1項の規定により審査会から審査の結果の報告を受けたときは、速やかに審査の結果を議会に報告し、ならびに審査請求者および審査対象議員に対して審査の結果を通知しなければならない。

(意見書の提出)

第14条 審査対象議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 前項の規定による意見書の提出は、審査の結果の通知を受けた日から2週間以内に行なわなければならない。

(審査結果の公表)

第15条 議長は、第12条第1項の規定により報告を受けた審査会からの審査の結果を公表しなければならない。ただし、審査会が、第9条第4項ただし書の規定により会議を非公開とした場合（会議の一部を非公開としたときは、当該非公開とした部分に限る。）は、この限りでない。

2 前条第1項に規定する意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり意見書の全部または概要を合わせて公表するものとする。

(措置)

第16条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(日野町議会基本条例の一部改正)

第2条 日野町議会基本条例（平成23年日野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年日野町条例第21号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則（令和2年3月30日条例第14号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。